



議案第四十五号

専決処分承認を求めることについて

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九條第一項の規定により、次のとおり専決処分をしたので同法同条第三項の規定により、これを本議会に報告して承認を求めらる。

昭和四十四年五月二十一日

三朝町長

坂出

雅巳

昭和四十四年五月二十一日

原案可決

承認

三朝町議会議長

矢野秀雄

専決第三号

専決処分書

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、三朝町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

昭和四十四年四月十日

三朝町長 坂出雅巳

三朝町条例第十七号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例（昭和三十九年三朝町条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の三六」を「百分の三四」に改める。

第四条中「百分の二十一」を「百分の二十五」に改める。

第五条中「千三百円」を「千八百円」に改める。

第五条の二中「千九百五十円」を「二千七百円」に改める。

第十一条第二項第一号中「六百三十円」を「七百八十円」に、「九百九十円」を「千百七十円」に改め、同条同項第二号中「四万五千元」を「五万円」に、「四百二十円」を「五百二十円」に、「六百六十円」を「七百八十円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の三朝町国民健康保険税条例は、昭和四十四年度分の国民健康保険税から適用し、昭和四十三年分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。